

【声明】

理事の任命に関する北大職組の見解

2009年2月17日に開催された2008年度第10回教育研究評議会において、2009年3月31日で任期満了を迎える7人の理事全員（うち5人は副学長）の再任が承認された。国立大学法人法第13条は、「理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する」と規定しているので、学長が理事を任命する前段の学内手続きとしてこの案件が教育研究評議会に諮られたものと解される。

「前条第七項に規定する者」とは、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」（同法第12条第7項）を指す。しかし、北海道大学教職員組合は、この間の大学運営に関わって、以下の二点につき疑問を禁じ得ない。

第一に、2007年秋に北大教職員組合が牧場における偽装請負の存在を摘発し、その違法性を強く指摘して、当該労働者を北大の直接雇用に転換させた。私たちはこの偽装請負問題について、「労務管理」担当理事の責任が大きいと考える。

第二に、北大は2002年度に設置した創成科学研究機構の運営に当たり、2003年度から2007年度までの5年間、大型プロジェクト「北大リサーチ&ビジネスパーク構想」（R&BP構想）を掲げて科学技術振興調整費を獲得した。同調整費の5年間総額は40億円といわれるが、そのうち31億6千万円がR&BP構想にまわされ、北大独自の予算措置を含めるとR&BP構想には実に49億8千万円の巨費が投入された。しかし、つい最近、R&BP構想に関する文科省の事後評価が出され、異例なほどに厳しい内容であった。もとより私たちは文科省と同様の視点でR&BP構想を評価するものではないが、巨額の国費を使用したことに伴う責任が担当理事にはあると考える。

通常は以上のような不適切な問題が発生した場合、上級管理職の責任が問われることが避けられない。総長は理事の任命にあたって、これらの点に留意し、北大の内外に十二分な説明責任を果たすことが必要であると考えている。

2009年3月10日
北海道大学教職員組合